

事業者連携による稼ぐ観光地域づくり推進事業費補助金 募集要項

1 事業の目的

企画力・販売力の強化に向けて、事業者の連携を促すとともに、魅力ある現地発着旅行商品の造成・販売を支援することで、本県への観光客の誘致促進を図ることを目的とします。

2 対象事業

補助対象事業は、次の全てに該当する事業とします。

- (1) 実施要領第3条に該当する、他の団体及び事業者と連携すること。(2者以上)
ただし、観光関連団体(DMO、観光協会等)を含んだ連携とすること。
- (2) 令和9年2月26日(金)までに体験型コンテンツ等現地発着旅行商品を造成し、販売すること。(2件以上)
既存観光コンテンツをブラッシュアップした販売も可とする。
- (3) 体験型コンテンツの造成に向けたワークショップを開催すること。(2回以上)

3 対象となる経費

対象となる経費は、次のとおりです。

- (1) 会場借上料や講師謝金・講師招聘旅費、需用費、印刷費等体験型コンテンツの造成に要する経費
- (2) その他、知事が特に必要と認める経費

4 補助率と補助上限額

募集件数は5件とし、補助額は20万円/件(補助率10/10)を上限とします。

5 補助金交付申請

- (1) 受付期間は次のとおりです。電子メールにより「9 交付申請書類等の提出先及び問い合わせ先」までご提出ください。なお、補助金に関する問い合わせ等については随時受け付けます。

令和8年6月26日(金) 9:00~令和8年7月24日(金) 17:00(必着)

- (2) 申請に必要な書類は、表1「申請に必要な書類」をご確認ください。
- (3) 申請書を記載する上での注意点は以下のとおりです。
 - (ア) 交付申請書等に記載する金額は全て消費税及び地方消費税相当額を除いて記載してください(消費税部分は補助対象となりません)。
 - (イ) 補助金の額(交付申請額)に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて申請してください(切り捨てた端数は自己負担となります)。

8 審査基準

- (1) 採択については、評価項目一覧の合計得点を参考に、別途設置する審査会での協議を踏まえ、予算の範囲内で決定します。
- (2) 書面による審査を予定しておりますので、申請内容に関する確認事項がある場合は、担当者から随時確認の連絡をさせていただきます。
- (3) 審査の結果、採択することが適当と認められない場合は「採択なし」とします。

【評価項目一覧】

配点	評価項目・審査の観点	
1～3	【事業目的】	事業の目的は、補助金の目的や県の観光施策(秋田県観光振興アクションプラン)の方向性と合致しているか。
1～3	【事業の独創性】	事業に、新しい視点やアイデア、既存の枠にとらわれない独自性があるか。
1～3	【事業の実現性】	事業計画が、具体的な手順、スケジュール、実施体制、必要経費などが明確に示されており、実現可能であると判断できるか。
1～3	【費用対効果】	投じる費用に対して、どれだけの効果(収益、地域への経済効果)が見込めるか。
1～3	【事業の継続性】	補助金終了後も事業を自立的に継続・発展させる意思があるか。
合計 15点(満点)		

7 実績報告

- (1) 実績報告書の提出期限は、事業終了後30日又は令和9年2月26日(金)のいずれか早い日以内(必着)です。
- (2) 表2「実績報告に必要な書類」に記載されている書類を電子メールにより、「9 交付申請書類等の提出先及び問い合わせ先」までご提出ください。

8 造成コンテンツ等の運用状況報告

本補助金は、単なる観光コンテンツの造成にとどまらず、事業終了後も事業者が連携し、継続したコンテンツ運用をとおして地域が自立していくことを目的としています。そのため、本事業の採択事業者は、実施要領第9条の規定に基づき、補助事業完了の翌年度において、造成したコンテンツの運用・販売状況等について以下のとおり報告をしていただきます。

- (1) 報告対象事業者
令和8年度「事業者連携による稼ぐ観光地域づくり推進事業費補助金」の交付決定を受け、事業を実施したすべての事業者(連携体の主体(申請)事業者)
- (2) 提出期限
令和10年3月31日(水)
補助事業が完了した年度(令和8年度)の翌年度末になります。
- (3) 提出書類
表3「造成コンテンツ等の運用状況報告書」

電子メールにより「9 交付申請書類等の提出先及び問い合わせ先」までご提出ください。

9 交付申請書類等の提出先及び問い合わせ先

秋田県観光文化スポーツ部観光戦略課

住所 〒010-8572 秋田市山王3丁目1-1

電話 018-860-1463

E-mail kankousenryakuka@pref.akita.lg.jp

表1 「申請に必要な書類」

番号	添付すべき書類
1	「補助金等交付申請書」(様式第1号)
2	「事業実施計画書」(様式第2号) ※様式第2号の内容を満たす場合は、任意様式による提出を可とする。
3	「収支予算書」(様式第3号)
4	「誓約書」(様式第4号)
5	「納税証明書」 ※秋田県の県税の徴収金について滞納のないことを証明するもので、申請日以前1ヶ月以内に発行されたもの。 ※国税や市税ではなく県税事務所で発行されるもの。 ※証明内容が、県税の滞納の無い旨の記載になっていること。
6	実施要領第3条第2号、第3号の事業者にあつては、団体の構成が確認できる資料(定款や規約・会則等)

表2 「実績報告に必要な書類」

番号	添付すべき書類
1	「補助事業等実績報告書」(補助金交付要綱様式第10号)
2	「事業完了報告書」(様式第5号) ※様式第5号の内容を満たす場合は、任意様式による提出を可とする。
3	「収支精算書」(様式第6号) ※領収証等の支払いが証明できるものを添付すること。

表3 「造成コンテンツ等の運用状況報告書」

番号	添付すべき書類
1	「造成コンテンツ等の運用状況報告書」(様式第8号)